令和８年度　未野原地区　募集要項

地域の活動を
応援します！

令和8年度
わくわく事業補助金

わくわく事業は、地域資源（人材・文化・自然など）を活用して、「地域課題の解決」や「地域の活性化」に取り組んでいる団体の事業を支援する制度です。未野原地区において、「自分たちのまち」を「自分たちの手」で「もっと住みよく魅力あるまち」にするために活動を始めてみませんか。

募　集　期　間

令和７年 12 月９日（火）～令和８年１月 23 日（金）

＜受付時間＞午前８時３０分～午後５時１５分

（期間内の土日祝、12 月 29 日～1 月３日は除く）

※募集期間前でも事前相談をお受けします。お気軽にお問合せください。

初めて応募する団体は、お早めに事務局にご相談ください。

＜申込み・問合せ先＞

豊田市役所　上郷支所　地域振興担当

電話：0565-21-0001　ＦＡＸ：0565-21-5095

E-mail：kamigou-shisho@city.toyota.aichi.jp

未野原地区
防犯キャラクター『かけりん』

1　対象団体（次の要件を全て満たす団体）

（１）５人以上で組織された団体
（２）活動が地域の多数の住民に支持されると認められる団体
（３）政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としていない団体
（４）暴力団でない団体、暴力団員が役員となっていない団体かつ暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体

2　対象事業

交付決定日から翌年の３月３１日までに完了する事業で、**地域の課題解決又は活性化に資する**次のいずれかに該当する事業が対象です。

＜対象事業＞

（１）保健、医療又は福祉を通して地域づくりを推進する事業
（２）地域の伝統、文化、郷土芸能又はスポーツを通して地域づくりを推進する事業
（３）安全で安心な地域づくりを推進するための事業
（４）地域の生活環境の改善、景観づくり又は自然環境保全を図る事業
（５）子どもの健全育成を通して地域づくりを推進する事業
（６）地域の特性を生かした産業振興のための事業
（７）地域づくりに有効な助言又は提案を受けるための事業
（８）その他個性豊かで活力ある、住みよい地域社会を構築するための事業

＜対象外事業＞

（１）豊田市又は豊田市の外郭団体で実施している他の助成制度の補助を受けている事業
（２）趣味的活動を目的とする事業
（３）特定の人又は団体の利益を目的とする事業
（４）政治活動又は宗教活動を目的とする事業
（５）暴力団関係者を利する事業
（６）その他市長が適当でないと認めた事業

3　補助の内容・補助金額など

＜対象となる経費＞

補助事業の目的を達成するために直接必要な経費

（具体的な補助対象経費は、次ページ「わくわく事業予算科目表」を参照）

＜対象外の経費＞

（1）団体の経常的な活動に要する経費（団体の事務所等を維持するための経費を含む）

（2）特定の個人又は団体の受益にとどまる経費

（3）その他市長が適当でないと認めた経費

＜補助金限度額＞

１団体への補助金交付額は、**原則として 100 万円を上限**とします。

以下の条件を全て満たしている団体は、特例として１００万円を超えた額を申請できます。

（ア）申請内容に関する活動が、15 年以上継続していること

（イ）申請内容に関する活動について、国・県・市等の表彰を受けていること

＜補助率＞

補助率は、原則９０%以内とします。

※特例として９０%を超える申請を行うこともできますが、「特に公共性・公益性の高い事業」で、かつ審査会で認められることが必要です。

＜その他＞

・事業を実施するにあたり、法令上の手続きや許認可が必要な場合があります。必ず団体の責任において事前に関係機関に確認し、必要に応じて手続きを行い、法令等に抵触しないようにしてください。

例：公園に看板を設置する場合　　・・・公園緑地課
　　市道の花壇整備を行う場合　　・・・土木管理課
　　文化財指定地の環境整備を行う場合・・・文化財課

・事業を実施する際は、チラシや掲示物等にわくわく事業で実施している旨の表示をしてください。

<わくわく事業　予算科目表>

科　　目	説　　明
報　償　費	講師謝礼、出演料、講師の旅費のみ 【補助金額上限：１人につき１回１０万円（旅費は除く)】 (注)会員が講師、出演者の場合は補助対象外 (注)源泉徴収が必要な場合があります。詳細は税務署で確認してください。
旅　　費	公共交通機関を利用する場合＝実費額 自家用車を使用する場合　　＝３０円／ｋｍ（運行距離で算定）
消耗品費	使用することで劣化しやすいもの、長期間の保存に耐えないものなどを購入する経費 (注)行事の賞品及び参加賞は原則補助対象外 具体例　肥料、種苗、花、事務用品 備品購入費との区別　単品の購入予定価格が２万円を超える物品は備品
燃　料　費	工具・器具・備品などの燃料費
食　糧　費	団体の構成員（会員）への作業時及び会議時の飲料水・お茶など飲物を購入するための経費 (注)それ以外の食糧費は補助対象外（アルコールも補助対象外） (注)講師又は出演者に供する食事で、謝礼（報償費）を払っていない場合は補助対象 (注)構成員（会員）以外の飲物代は補助対象外 具体例　缶、瓶、ペットボトルの飲み物 賄材料費との区別　そのまま飲めるものは食糧費とします。
印刷製本費	パンフレットや写真などの印刷及び製本を依頼するための経費 (注)記念誌などの単価が高額な冊子を作成する場合は補助率 9 割超の申請はできません (注)イベントにおけるチラシなど無料の配布物は『税込単価１００円／１部以下』
修　繕　料 ＜見積必要＞	工具・器具・備品などの本体の原状復旧を目的とする修繕、部品の取替えのための経費
賄材料費	調理を必要とする野菜、肉などの材料購入に要する経費 (注)団体の構成員（会員）のみが食事をするための経費は補助対象外 具体例　果物、野菜、茶葉、インスタントコーヒー等 食糧費との区別　そのまま飲食できないものは賄材料費とします。
通信運搬費	郵便料金(切手、ハガキ)などの経費及び物品等の運搬に係る経費 (注)団体の経常的な活動に要する経費（例えば会の連絡用の郵便など）は補助対象外ですが、地域に広く募集する講座申込やお助け隊への依頼受付のような事業に必須の電話料金は補助対象とします。
手　数　料	サービスの提供に係る経費 具体例　器具の研磨、高木剪定、団体管理の衣装などのクリーニング代、検便代など

科　　目	説　　明
筆耕翻訳料	通訳及び翻訳の経費 (注)会員が通訳や翻訳をする場合は補助対象外
保　険　料	ボランティア保険、レクリエーション保険などの経費 (注)事業のための必要最小限の保険料のみ補助対象
委　託　料 ＜見積必要＞	特別な知識及び技術を必要とする事務、事業、調査及び試験研究等を委託する経費 具体例　調査、計画策定、会場設営、システム開発など (注)住民の活動・役割がない丸投げのような委託は認められません。事業の成果を全うするために、専門的な技術や知識を有する者に委託が必要な場合に限られます。
使　用　料	機械等の借上げ及び施設、物品等を使用する経費 具体例　会場使用料（交流館を含む）、バス借上料、有料駐車場料、有料道路料、入場料、重機借上料（オペレーター含む）など
工事請負費 ＜見積必要＞	特別な知識及び技術を必要とする、工作物等の設置、移転及び撤去の経費 (注)住民の活動・役割がない丸投げの工事は認められません。事業の成果を全うするために、専門的な技術や知識を有する者に工事依頼を行う必要のある場合に限られます。
原材料費	工事、作業、工作などのために必要な材料・物品を購入するための経費 （例 花壇を設置するために必要な間伐材などの購入経費） 具体例　砂、土、セメント、ブロック、間伐材
備品購入費 ＜見積必要＞	備品（比較的長期間にわたって使用できる物品）を購入するための経費 (注)補助率９割超の申請はできません。 (注)自治区関連の市民団体が自治区行事に使用する備品を購入するための経費については、５割以内となります。 (注)個人所有との区別が明確でない備品は補助対象外 (注)購入後は備品管理台帳を作成し、管理が必要 消耗品費との区別　単品の購入予定価格が２万円を超える物は備品
負　担　金	活動推進のため行う視察で、訪問先に支払う負担金や研修会等の参加負担金

※予算科目表の説明に合致する経費であっても、事業のための必要性が十分説明できない経費は補助対象外となります。

＜見積書の添付について＞

見積書の提出が必要な予算科目は次の表のとおりです。ただし、これらの予算科目以外の費用についても必要に応じて見積書の提出をお願いする場合があります。

科目	同一業者からの見積合計額　※１	見積業者必要数
委託料 工事請負費	５０万円未満	１者
	５０万円以上	２者　※２
修繕料 備品購入費	２万円以上１０万円未満	１者
	１０万円以上	２者　※２

※１　商品の単価ではなく、同じ業者に発注する場合の消費税込み合計金額を指します。

※２　２者の見積書を比較し、安い方の価格で申請します。

４　審査

公開審査会にて、補助金交付の適否、補助金額及び付すべき条件を決定します。わくわく事業団体は出席してください。

＜公開審査会＞

と　き：　令和８年２月２８日（土）　又は　３月１日（日）

ところ：　上郷交流館２階　ふれあいホール

＜審査方法＞

ヒアリングによる審査（審査員との質疑応答）

◆ヒアリング審査◆

時　間：１団体　１０分程度（質疑応答含む）

新規申請団体等、特に確認が必要な場合は１５分程度（質疑応答含む）

内　容：審査員へ事業内容を簡潔に説明していただいた後、ヒアリングを行います。

審査員：わくわく事業団体から選出された者（各団体１名）と上郷支所職員

※わくわく事業団体が審査に必要な数を満たさない場合は、地域の代表者を加えて審査を行います。

※ヒアリング審査の内容は変更となる場合があります。

＜評価項目＞

１　補助事業評価

（１）公共性・公益性（地域貢献性）　※次の点を全て満たしているかを評価します。

・公共性があること

（一般に開かれた活動であり、希望すれば誰でもいつでも参加できる活動であること。また、参加するにあたり特別な条件を必要とせず、「参加の機会」や「成果の活用」が広く周知されており、誰でも利用することが可能であること。）

・公益性があること

（事業の目的が地域住民に広く利益をもたらすものであること（構成員（会員）相互の利益に関するものや、特定の個人又は団体の利益に寄与することを主たる目的としないもの。）

（２）実現性・妥当性　※次の点を全て満たしているかを評価します。

・事業計画、実施体制が十分に検討されていること

・収支計画が適切であり、無理のない計画であること

・関係機関や団体等との協議等がされていること、または協議等の予定があること（必要な場合のみ）

（３）発展性・将来性　※次の点のいずれかを満たしているかを評価します。

・新しい活動展開の可能性があること

・団体の活動により、住みよい地域となることが期待できること

・地域活動の担い手の育成につながっていくと期待できること

※補助率９割超の特例を希望する場合、上記（１）～（３）に加えて、公共性・公益性（地域貢献性）が特に重視されます。

2　補助金額適正評価

・費用対効果を考慮して、補助金額をどこまで認めるか評価します。

・審査会により「減額が必要である」と判断した場合は、補助金申請額から減額して交付する場合があります。

＜その他＞

審査方法、審査時間等の詳細及び団体からの審査員選出等については、申請団体に後日通知します。

5　わくわく事業の流れ

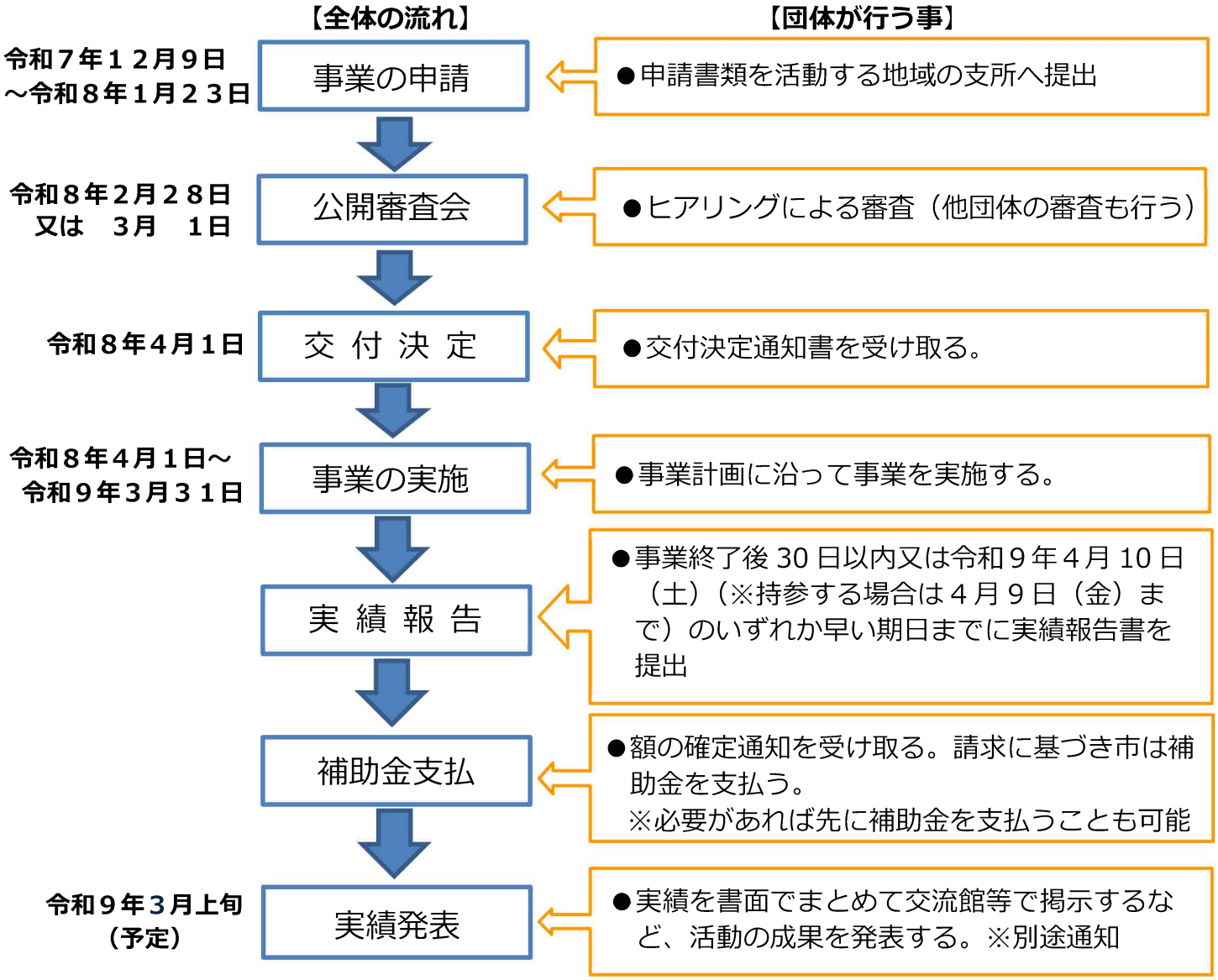

6　応募方法

下記の必要書類を、募集期間内に豊田市役所上郷支所地域振興担当へ提出してください。
また、インターネットによる電子手続でも申請できます。

（１）わくわく事業補助金交付申請書
（２）補助申請事業概要
（３）年間活動計画書
（４）予算書
（５）会員名簿
（６）団体の規約・会則（団体で規約や会則を定めている場合のみ提出）
（７）見積書（必要な科目のみ。「令和７年度わくわく事業予算科目表」参照）
（８）活動場所を示す地図
（９）その他、申請者が事業内容等を補足する上で必要な資料

対象事業や書類の作成など
ご不明な点がありましたら、
ご相談ください

上記の必要書類のうち(１)～(４)の様式は、上郷支所にてお渡しします。また、豊田市ホームページからもダウンロードできます。

豊田市ホームページ：
https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/jichiku/1036902/wakuwakujigyo/index.html

インターネットによる電子手続交付申請：
https://409be838.form.kintoneapp.com/public/1